様式第１５号（第１９条関係）

記入例：積替保管施設の変更

**許 可 申 請 事 項 変 更 届**

令和　○○年　□□月　△△日

大分市長　○○　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒８７０－００００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 ○○□□株式会社

代表取締役　大分　太郎

 　　法人の場合は、主たる事務所の

　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（浄化槽法第37条）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　変 更 内 容 | 　　　事　　　項 | 　　変　　更　　前 | 　　変　　更　　後 |
| 積替保管施設の追加 | 別紙新旧対照表参照 | 別紙新旧対照表参照 |
|  事 由 | 事業の範囲を拡大するため |
| 変　更年月日 | 令和　○○年　□□月　△△日 |

**変更に係る新旧対照表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
| 積替保管施設の新規設置 | なし | 積替保管場所大分市×町〇丁目□番×号積替えを行う廃棄物特定家庭用機器廃棄物 |

**積替保管施設に関する調書**

（特定家庭用機器廃棄物）

申請者名称（○○□□株式会社）

１　積替施設設置場所

大分市大字○○△△△△番

２　土地所有者住所・氏名

.　 　大分県由布市□□町○番×号

大分　三郎

３　施設所有者

大分県大分市△△町○丁目◇番□号

○○□□　株式会社

４　施設の概要　　　　　　面積　　　　　**××**㎡　　　　壁材の材質　コンクリート

 　　　　　容量　　　　**○**㎥　　　　床の材質　　コンクリート

 　　　　　高さ　　**□**　ｍ　**屋内ヤードにて保管**

５　積替えをする廃棄物の種類

特定家庭用機器廃棄物

６　廃棄物の飛散、流出、地下浸透を防止する措置（排水の流れも記載すること）

保管する廃棄物については、全て建屋内での保管を行い、雨水等に濡れない措置を

行い、廃棄物の飛散、流出、地下浸透の防止に努めます。

７　悪臭が発散しないよう講じる措置

悪臭が発散するような廃棄物の保管は行いませんが、長期にわたる保管とならない

ように管理します。

８　ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう講じる措置

ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫等が発生していないか、施設内を巡回し、定期的

に殺虫剤の散布を行います。

ただし、周辺の環境に配慮し、薬剤の散布は必要最小限度とします

**事務所、事業場、車庫、洗車場、積替保管場所の**

**所在地見取図**

申請者名称（○○□□株式会社）

１　所　在　地　　大分県大分市△△町○丁目◇番□号

２　付近の見取図（略図）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  **N**洗車場

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  事業場 車庫 積替え保管場所 |  |   事務所   |  |  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |
|  ◇□ﾊﾞｽ停  　 ﾚｽﾄﾗﾝ ○◎ | ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ 市役所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  ○□銀行 ▽◎ﾃﾞﾊﾟｰﾄ | 中央郵便局◇▽銀行 |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 大分駅 |  |

**※地図を添付していただいても結構です。** |

**［注１７］**　見取図は、すべての事務所、事業場、車庫、洗車場、積替保管場所について、駅、バス停、公共施設などを起点にわかりやすく作成してください。事務所、事業場車庫、洗車場、積替保管場所が同一箇所にない場合は、それぞれ**１シートで**提出してください。

注意事項

※積替保管施設の変更（追加、新規設置等）について

積替保管施設を追加する場合は、追加する積替保管施設の場所と積替保管をする廃棄物を記載してください。

　積替保管場所を新たに設ける場合は、積替保管場所の所在地見取図と事業場の図面を添付してください。

　届出受理後、後日、現地確認を行います。

また、積替保管については、以下の要件を満たす掲示板を作成し、掲示してください。

（現地確認時。掲示板を確認します。）

※一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板について

周囲に囲いが設けられ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１条の５で定める基準により、見やすい場所に［事業系ごみの積替えの場所である旨、その他必要な事項］を表示した掲示板（縦及び横それぞれ６０センチメートル以上）を設置してください。

また、次の３つの事項を表示しなければなりません。

１、保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）

２、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

３、屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その高さのうち最高のもの

配置図

事業所

積替保管場所(建屋内)

掲示板

車庫

特定家庭用機器廃棄物

洗車場

※積替保管場所は種類ごとに記載してください。また、事務所、車庫などの位置関係がわかる形で記載してください。